

## 第1条 (目的)

本規約は、野球教室 KAZZ(Brain) (以下、「当施設」といいます) および、野球教室 KAZZ (Brain) が提供する全てのサービスの利用に適用されるものとします。当施設は野球・走り方の指導を主に行うものとし、野球動作指導からパーソナルトレーニングまで対応いたします。

## 第2条 (会員制)

1. 当施設は、会員制とします。
2. 会員による当施設の利用範囲、条件は別に定めます。

## 第3条 (会員の定義)

野球教室 KAZZ(Brain) 利用規約 (以下「本規約」といいます) を承諾し、本規約第5条による入会手続き、当施設による審査が完了し、本規約第6条により会員資格を取得された方を野球教室 KAZZ(Brain) 会員 (以下「会員」といいます) とします。

なお、体験レッスン・単発チケットなどの一時利用者についても、会員として本規約に同意された上で利用するものとし、利用中は会員として扱われるものとします。

## 第4条 (入会資格)

1. 当施設に入会するための資格は以下の各号の全てを満たす方とします。
  1. 当施設の利用及びサービス内容に堪え得る健康状態である方。
  2. 本規約に同意いただいた方。
  3. 公的な書類等により本人であることの確認がとれる方
  4. 暴力団関係者 (暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む) 等の反社会的勢力またはその関係者でないと当施設が判断した方。
  5. その他当施設が会員としてふさわしいと判断される方
2. 当施設は会員が上記項目の一つでも反する場合、会員との間の契約一切を催告なく解除すること及び取引またはサービスの利用を停止することができます。

## 第5条 (入会手続き)

1. 当施設に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会手続きを行っていただきます。入会手続きに際して当施設に提出する書類等に正確な情報を記載し提出するものとします。なお、当施設が必要と認める場合には、入会申込者に対し、医師による診断書及び施設利用に関する誓約書の提出を求めることができます。

2.前項に定める入会手続きを行っていただいた場合であっても、当施設が別途実施する審査において入会が認められない場合があります。

3.未成年の方(満13歳以上に限る)が入会しようとするときは、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で申込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。

4.前項の規定は、入会申込者が成年被後見人、被保佐人、被補助人の場合に準用し、成年後見人の同意を必要とし、成年後見人が連帯して責任を負うものとします。

## **第6条(会員資格の取得及び相続・譲渡)**

第5条の入会手続き及び当施設による審査が完了して、入会手続き時に定めた利用開始日(以下「利用開始日」といいます)が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

## **第7条(アカウント登録)**

1.当施設は入会資格を取得した会員に対して、個人専用のアカウント(以下「アカウント」といいます)を付与します。会員は、付与されたアカウントに必要事項(以下「アカウント内容」といいます)を正確に記載するとともに、ご自身でアカウントを厳重に管理してください。

2.当施設は、1人の会員に対して1アカウントを付与します。会員はアカウントの共用、譲渡及び相続をすることができません。

## **第8条(申込内容変更手続き)**

1.会員は、入会時に届け出た申込内容、アカウント登録内容に変更があったときは、その変更内容を速やかに当施設に通知しなければなりません。

2.当施設より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行き、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。会員が前項の変更手続きを行わなかったことにより通知されず、これにより不利益を受けた場合があっても、当施設は責を負いません。

## **第9条(個人情報)**

1.当施設は保有する会員の個人情報を別途定めるプライバシーポリシーにしたがって管理します。

2.会員は本人が当施設に提供した個人情報が正確であることを保証します。当施設は当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責を負いません。

## 第 10 条 (支払い: 入会金及び月会費)

1. 当施設の利用には別途定める月会費もしくはチケットを必要とします。
  2. 月会費による当施設利用の場合、会員は別途定める期日及び方法により当施設に月会費を支払うものとします。
  3. 月の途中で入会した場合にも原則日割り計算はおこなわず、会員には、1 か月分の月謝をお支払いいただきます。
- ただし、毎月 16 日以降に入会した場合は初月は月会費の半額をお支払いいただきます。
4. 支払われた月会費は、法令または本規約に基づく場合を除き、返還しません。

## 第 10 条の 2 (支払い: チケット制)

1. 当施設の一時利用には別途定めるチケットを必要とします。チケットによる当施設の利用の場合、利用に必要なチケットの種類、枚数を会員に販売します。
2. チケット購入に利用できるクレジットカードは、会員本人名義に限ります。但し、会員が未成年者の場合は親権者が自己名義のクレジットカードより会員のためにチケット購入することを認めます。
3. 会員は、当施設の利用ごとにチケットを消費するものとします。
4. 一旦購入いただいたチケットは、法令の定めまたは当施設が認める理由がある場合を除き、返還できません。
5. 間違って購入したチケットに関しての返還は一切行いません。

## 第 11 条 (予約・キャンセル規定)

1. ご購入頂いたチケット、各コースは会員都合による期間の延長、繰り越しは原則として受け付けておりませんが、怪我や不調により延長、繰り越しをご希望される場合は、医師の診断書の提示を必要とします。
2. ご予約のキャンセル・変更は 24 時間前まで承りますが、同日に複数の予約を入れて後日キャンセルするなど仮押さえとみなされる行為は他のお客様の迷惑となりますのでお控えください。
3. ご予約のキャンセルは予約当日(利用開始時間)の 24 時間前まで承ります。それ以降のキャンセルに関しては原則チケットの返還はできかねますが、悪天候等により公共交通機関の運行が停止した場合はチケット消化無しでキャンセル可能です。
4. 新型コロナウイルスをはじめとした感染症の検査で陽性と判定された場合は施設のご利用をお控えいただきます。陽性と判定された時点で隔離期間中にご予約がある場合はご自身でキャンセルの手続きをお願いいたします。また、ご予約当日のキャンセルは通常の規定通りプランの利

用回数、チケットが消費されます。

なお、濃厚接触者と判定された場合も同様に隔離期間中の施設のご利用はお控えください。

5.ご予約時の指名、無指名に関わらず担当スタッフは甲の都合により予告なく変更する場合があります。

## 第 12 条 (諸規則の遵守)

会員は当施設施設の利用にあたり、本規約を遵守し、当施設のスタッフ(以下「施設スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

## 第 13 条 (禁止事項)

会員は、当施設内および近隣地域にて次の行為をしてはいけません。当施設は、会員が以下の各号に反する場合、規約を含む当施設と会員との間の契約一切を催告なく解除すること及び取引またはサービスの利用を停止することができます。

- 1.他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)に当教室や施設スタッフを誹謗、中傷すること、ならびに SNS、Google の口コミ等への書き込みを含め他の方のプライバシー情報を流布すること。
- 2.他の方や施設スタッフの行動の妨害、恐怖を感じさせる行為、その他迷惑行為、危険な行為、及び暴力・暴言行為。
- 3.当施設の・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- 4.刃物など危険物及び貴重品の館内への持ち込み。
- 5.物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 6.高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- 7.当施設の秩序を乱す行為
- 8.施設1階の土地への駐車、または送迎による施設前への駐停車。

## 第 14 条 (損害賠償責任)

1.会員は自己の責任において当施設を利用するものとし、以下の各号に該当する事由により会員が当施設を利用中に受けた損害に対して、当施設は一切損害賠償の責を負わないものとします。

1. 前条に定める禁止行為をした場合
2. 当施設の指定するもしくは指導以外の方法で当施設の器具等を利用した場合
3. 会員間での口論等の係争やトラブル

4. その他当施設に故意または重大な過失がない場合

2.当施設は、会員が当施設の利用に際して生じた傷害、発病、盗難、紛失については当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、会員が受けた損害に対して、当施設は一切損害賠償の責任を負わないものとします。

## 第 15 条 (会員の損害賠償責任)

会員が当施設を利用中に会員の責に帰すべき事由により当施設または第三者に損害を与えたときは、当該会員が当該損害に関する一切の責を負うものとします。会員が未成年の場合は親権者がその責を負うものとします。

## 第 16 条 (会員資格喪失、契約の解除)

1.会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失します。

1. 第4条2項の場合に当施設が契約を解除したとき。
2. 第13条に定める禁止事項をおこなった場合。
3. 第17条に定める退会手続きが完了したとき。
4. 本規約に違反したとき。
5. 会員本人が死亡したとき。
6. 当施設が閉鎖したとき。
7. 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
8. その他、当施設が会員としてふさわしくないと判断したとき。

2.前項に基づき当施設が本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、当施設はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

## 第 17 条 (退会、プラン変更の手続き)

会員が退会、プランの変更をする場合は希望する月の1ヶ月前までに所定の手続きを会員本人がおこなうこととします。

退会、プラン変更希望者が前記期日までに手続き処理が完了しない場合には、退会は翌月となり申し出があった月までの月会費をお支払いいただきます。

利用回数が減少するプランへの変更も同様に期日までに手続き処理が完了しない場合には申し出があった月まで旧契約プランの月会費をお支払いいただきます。

なお、有料チケットによる当施設の利用の場合はこの限りではありませんが、プラン契約者に付与される繰越チケットは退会後は利用が不可となります。

## 第 18 条 (施設の休業日、一時的閉鎖・一時的休業)

- 1.当施設は定期休業日を設定することができます。
- 2.当施設は次の各号に該当するとき、一部または全部を閉鎖もしくは休業をすることができます。前もってわかる場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは当施設が定めた場合を除き、本規約の第10条に定める支払義務が軽減または免除されることはありません。
  1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
  2. 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
  3. 定期休業による場合。
  4. 法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当施設が判断したとき。
  5. その他、当施設が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

## 第 19 条 (利用の制限及び禁止)

- 1.次の各号に該当するときは、会員の施設利用を制限及び禁止します。
  1. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
  2. 過去に当施設より会員資格喪失の通告を受けていたことが判明した場合。なお、会員資格喪失の原因が改善された等の場合で、当施設が検討した結果、施設利用を認めることがあります。
  3. 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
  4. 医師から運動、マッサージ等を禁じられていることが判明したとき。
  5. 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員
  6. その他、正常な施設利用ができないと当施設が判断したとき。
- 2.会員が前項各号に該当することを知りながら当施設を利用して損害を被った場合、当施設はその損害の一切の責を負いません。また、会員が前項各号に該当することを知りながら当施設を利用して当施設及びその他の方に損害を与えた場合、会員はその一切の損害を賠償する責を負います。

## 第 20 条 (規約の改定)

当施設は、事前の告知なく規約等を改定することができるものとし、規約改定の効力は会員を含むすべての利用者に及ぶものとします。

## **第 21 条 (顧問弁護士対応)**

本規約に定めのない不明点やトラブルが生じた場合は、当施設顧問弁護士と対応いたします。利用者はこれに同意のうえ、当施設の指示に従うものとします。

改訂のお知らせ

野球教室 KAZZ(Brain)の利用規約を、令和 7 年 9 月 4 日付で改訂いたしました。主な改訂内容は以下の通りです。

・第 21 条(顧問弁護士対応)の新設

改訂後の規約は、令和 7 年 9 月 4 日より適用されます。